

# フリーぺーぺー

2013年 10月号

# カイケイ

2013年10月10日発行  
発行/株式会社イーマック  
編集長/大場史郎  
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号  
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861  
E-mail webmaster@kaikei.cc.jp  
URL <http://www.kaikei.co.jp>



## 所長コメント

祭いた、祭いた、豊年祭り。これは北島三郎の「まつり」の一節だが、まさに稻刈りが終わり、今から秋祭りを迎えるのだろう。まさに秋は実りの秋だ。  
奉寄進ののぼりが誇らしげに旗めいている。  
日本人はお祝い事は神様に感謝し。弔事は仏様にすがる。  
実際には神様も仏様も慶弔すべてオールラウンドで対応してくださるのだろうが、なぜか使い分ける。  
3年前から、オヤジの墓参りに毎週行くようになった。土曜

日か日曜日、よほどのことがないと抜けることはない。なんとなく行かないに、朝、歯を磨かないように気持ち悪いのである。墓石の前で、先祖に感謝し、皆に何も災いがないことを祈り、今からやりたい夢をぼそぼそ語るのである。俗念いっぱいのわが身であるが、ご先祖様はどう思っていることやら。

その墓参りに行った時の1枚の写真です。美味しい秋、この歳になってはそれがすべてだ。秋を満喫したいものです！

## 社長の仕事 税理士 大場史郎

10月1日に安倍首相の正式表明により、平成26年4月1日より、消費税が8%に増えることが確定した。現状の消費税は正確には消費税4%と地方消費税1%で構成されている。概ね1%が2.5兆円の增收になる。そうすると3%のアップで7.5兆円の税収が増える計算になる。

消費税は増え続ける社会保障費に充てるために増税するのだが、安倍首相は景気回復のために法人税減税も合わせて行おうとしている。その規模は2兆円である。平成元年には19兆円あった法人税は現在8兆円程度しかない。それを更に2兆円下げるのである。一見矛盾しているようであるが、安倍総理の弁によれば、その浮いた企業利益を賃金に回してほしいとのことである。給与が増えることによって、個人消費が増え、景気回復に繋がる。そうすると企業は儲かり、減税した法人税も取り返せるというものだ。

安倍総理が2度目の就任をして、円安、日銀による規制緩和策、株高、衆議院、参議院選挙の圧勝による国会のねじれ解消と順調すぎるくらいに来た。更には2020年の東京オリンピックの開催決定と、この人（安倍首相）はどこまでついているのだろうと思

われる。当分この人の運に付いていくのも正解かもしれない。

来年の3月までは、消費税の駆け込み需要は続くだろう。住宅や車、更には高額のブランド品などは3%の違いでも大きい。

事業者の皆様には誤解しないでほしいのですが、**消費税の納税者は原則**（消費税の簡易課税を選択している場合や非課税売上にかかる物品を購入する場合などを除く）**消費税が5%だろうが、8%だろうが同じだということを**。最終的に皆様が国へ納付する、場合によれば還付される消費税が増えるか減るかだけの問題だからだ。

消費税は国民が払う税金であり、事業者はあくまで取りまとめの代行をしているだけなのだ。そういう意味では給料の源泉税とよく似ている。

消費税が5%でも8%でも同じことなら、会社で使う車はむしろ4月以降の消費が冷え切った時の方が、値引きが大きいかもしれません。

税率の改正により、レジ、自販機、印刷やコンピュータソフト業界などは特需が来るのではないだろうか。



## “判決による登記の申請”

Aさん：乙が甲から土地を買って代金を支払ったのに、甲が売買による所有権移転登記の申請に協力しない場合、乙が所有権移転登記をするにはどうすればいいのだろう？

わたし：普通、土地の売買では、そのような事態にならないようにするために、買主は所有権移転登記申請に必要な売主の書類と引き換えに売主に代金を支払うのだけど（同時履行）。相手を信用して買主が先に代金を支払ったばっかりに売主に登記に協力してもらえない場合、どうすれば登記できるかっていう問題だね。

Aさん：そうなんだ。

わたし：売買による甲から乙への所有権移転登記は、原則として、登記権利者（乙）と登記義務者（甲）が共同して申請することが必要なのだけど、登記義務者（甲）が登記の申請に協力しない場合には、①登記権利者（乙）は、登記義務者（甲）を被告として、登記申請義務（債務）の履行を求める訴え（給付の訴え）を起こし、その登記申請義務（債務）の履行を命ずる判決（給付判決）を得て、②その確定判決を添付すれば、登記権利者（乙）は単独で売買による甲から乙への所有権移転登記を申請することができるよ。

この①は、登記の申請行為は、登記官に対して一定の登記を求める手続上の意思表示であるところ、民法414条2項但書によって、相手方がこのような意思表示をしない場合の強制履行を求める訴訟に勝訴することにより、相手方の意思表示に代えることができるとされていることに基づいてなされるもので、②は、この意思表示は、民事執行法174条1項により、判決が確定したときに意思表示をしたものとみなされること、そして、不動産登記法63条1項によって、このような意思表示を命ずる確定判決を添付すれば一方当事者だけの申請による登記申請が可能とされていることに基づいてなされるものなんだよ。

このように判決による登記の申請制度では、民法（実体法）、民事訴訟法（訴訟法）、民事執行法（強制執行法）、不動産登記法（行政法）の各分野の法律の規定がうまく連携して権利の実現に向けて協働していることが分かるだろう。

Aさん：なるほどね。

社会保険労務士  
キャリアカウンセラー  
**田村 実**

## 20歳未満の労働者の規制について



## ・ 20歳未満労働者の区分

| 年齢区分                      | 労働基準法上の名称 | 備考         |
|---------------------------|-----------|------------|
| 満15歳に到達した年度の末日（3月31日）までの者 | 児童        | 義務教育期間中の年齢 |
| 満18歳未満の者                  | 年少者       |            |
| 満20歳未満の者                  | 未成年者      |            |

## ・ 各年齢区分ごとの就業規制

| 分類                    | 年少者           |      | 一般      |         |
|-----------------------|---------------|------|---------|---------|
|                       | 児童            | 年少者  | 未成年者    | 20歳以上   |
| 労働の禁止                 | 原則禁止          | 可    | 可       | 可       |
| 時間外労働<br>(残業・法定時間外労働) | 不可            | 不可   | 可       | 可       |
| 1日の最大労働時間             | 修学時間と合わせて7時間  | 8時間  | 8時間+残業  | 8時間+残業  |
| 1週の最大労働時間             | 修学時間と合わせて40時間 | 40時間 | 40時間+残業 | 40時間+残業 |
| 休日労働<br>(法定休日の労働)     | 不可            | 不可   | 可       | 可       |
| 深夜労働<br>(22時～5時の労働)   | 不可            | 不可   | 可       | 可       |
| 変形労働時間制度              | 不可            | 不可   | 可       | 可       |



前回まで、3回にわたって会社の株の移転についてお話をしましたが、今回は、代表取締役を辞任され、それにより退職金を受け取られる際の税務上の注意点です。

同族会社である中小企業で特に代表取締役を何十年も務めてこられた社長は、「明日から自分は会社から完全に退くぞ。」という訳には、行かないことが多いですね。

代表取締役を辞任されても、取締役、相談役、監査役などとして会社に残られるケースが多いと思います。こういう役員としての地位が変更されることを、聞きなれない言葉ですが、「分掌変更」と言います。

税法では、この分掌変更によりその役員としての地位または職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、退職給与として取り扱うことができると言っています。

ただし、先に申し上げておきますが、話の前提として税務上認められるためには、あくまで退職の実態がある事が大前提ですので、次の要件を満たしても、実態が伴っていないから間違いない否認されます！計上した役員退職金の全額が否認されてしまいます。

| 内容  | 実質判定                                       |
|---|--|
| ①常勤役員が非常勤役員になったこと   | 非常勤であっても実質的に経営上主要な地位を占めていると認められる場合等を除く。    |
| ②取締役が監査役になったこと  | 非常勤であっても実質的に経営上主要な地位を占めていると認められる場合等を除く。    |
| ③分掌変更後におけるその役員の給与が激減（おおむね50%以上の減少）したこと                            | 分掌変更後においても、その法人の経営上主要な地位を占めていると認められる場合等を除く |
| ④分掌変更による退職給与として支給した給与は、原則として未払計上は認められません。<br>つまり、実際に現金による支給が必要です。 |  |

この分掌変更による役員退職給与は上記の①～③のいずれかの例示と④の要件を満たした上で、実質的に退職したと同様の事情にあると認められれば損金とすることが出来きます。

ただし、実務上は①又は②の要件を満たした上で、③と④の両方を満たした場合に認められると考える方がよいと思います。

## パソコン Rescue

### 画像のイメージを切り取る



担当：藤井俊之

パソコンの画面に表示されたイメージを切り取って画像ファイルを作成したり、加工したりするには、Windows パソコンの場合、Vista以降であれば「Snipping Tool」というツールが予め用意されています。Snipping Toolは、すべてのプログラムのアクセサリ(Windows 8ではすべてのアプリ)にあります。

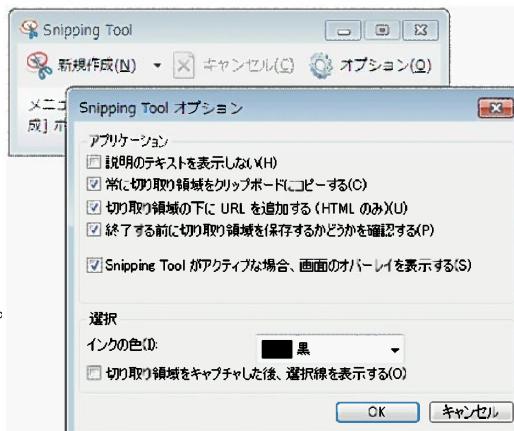
[新規作成(N)]ボタンを押して画面の色が薄くなった状態で、切り取りたい領域を選択すると選択した部分が切り取られます。切り取ったイメージは、画像として名前を付けて保存したり、クリップボードにコピーしているものを他のソフトで利用したりできます。



切り取り方を変更するには、[新規作成(N)]ボタンの右側の▼印をクリックして表示されるメニューから切り取り方法を選択します。

オプションの「切り取り領域をキャプチャした後、選択線を表示する」にチェックをつけると、切り取ったイメージの周囲に指定した色の枠線がつきます。

※ Windows XPの場合は、WinShotなどのフリーソフトをお試しください。  
※ Mac OSではGrab(グラブ)という同様のソフトが利用できます。





## 税務 個人事業税

担当:小柳博美



個人事業者として支払わなければならない主な税金は、所得税、個人事業税、住民税などがあります。11月は個人事業税の第二期納付月です。

個人事業税を納める対象者は、各都道府県内に事務所又は事業所を設け、下記の課税対象の事業(ほとんどの業種が該当する)を行っている個人で、事業所得又は不動産所得の金額が事業主控除額(年290万円)を超える場合は翌年の3月15日までに、個人事業税の申告書を、事務所又は事業所所在の県税事務所に提出しなければなりません。ただし、個人事業税の課税対象となる事業を行っている個人が、その年の所得税の確定申告書を、翌年3月15日までに、納税地所在の税務署に提出した場合は、個人事業税の申告書を県税事務所に提出する必要はありません。

個人事業税の税額は、「青色申告特別控除」を控除する前の課税所得金額から、事業主控除290万円を差し引いたものに、税率5%を掛けた金額です。青色申告特別控除はこの個人事業税には適用されません。

| 区分    | 事業の種類  | 税率 |
|-------|--|----|
| 第一種事業 | 物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、駐車場業、飲食店業、その他の営業等                             | 5% |
| 第二種事業 | 畜産業、水産業、薪炭製造業(主として自家労力を用いて行うものを除く)                                 | 4% |
| 第三種事業 | 医・歯科医業(社会保険診療報酬を除く)、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理・美容業、クリーニング業、その他自由業等 | 5% |
|       | あん摩・はり・きゅう等の事業、装蹄師業  | 3% |

県税事務所から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます(税額が1万円以下の場合は8月に一括して納めます)。

## 税務 創業記念品や永年勤続表彰記念品の支給をしたとき

担当:田熊美里



創業記念で支給する記念品や永年勤続者に支給する記念品などは、次に掲げる要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

### 1 創業記念などの記念品

- (1) 支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること。
- (2) 記念品の処分見込価額による評価額が1万円(税抜き)以下であること。
- (3) 創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね5年以上の間隔で支給すること。

### 2 永年勤続者に支給する記念品や旅行や観劇への招待費用

- (1) その人の勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額以内であること。
- (2) 勤続年数がおおむね10年以上ある人を対象としていること。
- (3) 同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔があいていること。  
なお、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額(商品券の場合は券面額)が給与として課税されます。

ただし、次の要件を満たしている場合には、課税しなくてもよいことになっています。

- (1) 旅行の実施は、旅行券の支給後1年内であること。
  - (2) 旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なもの(海外旅行を含む)であること。
  - (3) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項(旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等)を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して貴社に提出すること。
  - (4) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券の支給後1年内に旅行券の全部又は一部を使用しなかつた場合には、当該使用しなかった旅行券は貴社に返還すること。
- また、本人が自由に記念品を選択できる場合は、その記念品の価額が給与として課税されます。  
(所基通36-15、36-21~22、昭60直法6-4、平元直法6-1外)

# 税務 消費税の対象とならないもの

担当:宗盛早織

消費税とは、原則として国内で「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付及び役務の提供」と「輸入取引」を課税の対象とした税金です。

私たちが、日々物を売ったり買ったりしたもののほとんどに税金が課税されています。

では、消費税の対象とならないものはどのようなものがあるのでしょうか？税法では資産の譲渡などでも消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から、課税しない取引が定められています。



|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 「消費」に該当しないもの | 土地及び土地の上に存する権利の譲渡・貸付  | 貸付ける建物等の敷地となっているものは、区画整理等されている貸し駐車場は課税対象です。土地建物の一括譲渡の場合は、土地部分は非課税です。      |
|              | 有価証券・支払手段の譲渡  | 有価証券の発行は課税対象外（課税資産の現物出資を除く）、有価証券の譲渡は非課税                                   |
|              | 金融取引（利子・保証料・保険料等）   | 配当金は課税対象外、利子は非課税  |
|              | 郵便事業会社等が行う郵便切手・印紙・証紙の譲渡<br>物品切手類の譲渡   | 郵便切手は譲渡（購入）時点では非課税、実際に使用した時点で課税取引になります。<br>物品切手類 ⇒ 商品券・映画のチケット・プリペイドカードなど |
|              | 行政手数料・国際郵便為替・外国為替   |   |
| 政策的非課税       | 社会保険医療、介護サービス・社会福祉事業、医師等による助産、火葬・埋葬、身体障害者用物品の譲渡・貸付・修理等、学校における授業料・検定料・入学金、教科用図書の譲渡、住宅家賃（共同住宅のいわゆる共益金を含む） |   |

## ○間違えやすい事例

### ●土地の一時貸付、ウイークリーマンションの家賃

…土地の貸付や居住用の貸付でも、1ヶ月に満たない貸付は課税取引になります。

### ●通勤手当、出張旅費等

…通常必要と認められる金額は、給与等を支払う事業者の課税仕入れに該当します。所得税では一定額以下が非課税、それを超える部分は課税対象ですが、消費税では全額が課税仕入です。

### ●郵便切手、ゴミ処理券

…切手の売買自体は非課税で、使用したときに課税取引となります。ただし、購入時点で課税取引として処理することを継続している場合は、その処理が認められます。ただし、金券ショップなどで購入したものは売買自体が課税取引です。印紙を金券ショップで買えば課税仕入になります？

# 税務 費用となる税金は？！

担当:宮本佳依

事業を営まれていると、支払ったものはなんでも経費になるような気がします。

税金は支払っても経費にならないものがあれば、未払いでも納税通知書が届いた時点で経費になるものもあります。



### ①支払っても経費にならない税金

- ・法人税、所得税、都道府県民税、市町村民税
- ・無申告や納税が遅れたときにかかる、加算税、延滞税及び延滞金  
(国税の場合は延滞税、地方税の場合は延滞金といいます。)
- ・罰金及び料並びに過料(交通反則金などは、経費になりません。)

### ②未納でも申告時点で経費になるもの

- ・事業税、事業所税
- ・消費税(会社の経理方法により、経費にならない場合があります。)

### ③未納でも課税通知書が届いた時点で経費になるもの

- ・不動産取得税、自動車税、固定資産税  
(実際に納付をした時点で、経費にすることも可能です。)

### ④支払い時点で経費になるもの

- ・上記以外の印紙税、登録免許税、自動車重量税等の税金は、支払った時点で経費にすることができます。

# 花子33歳 おばけ

## 前田引退



## ~トレンドを読む~

担当 大場史郎

### ニーサ (NISA) 少額投資非課税制度について

日本の国民の金融資産はおおよそ1500兆円と言われています。その半分以上が銀行の定期預金や普通預金として眠っています。NISAとはその資産を欧米のようにもっと証券市場に送り出して、市場を更に活性化しようとするものです。この制度はイギリスで生まれて、現在も続いている。その日本版でNISAとなったようです。預金に偏り過ぎた資金を株へ移行させようとするものです。毎年100万円までの新規投資にかかる配当や譲渡益を5年間にわたって非課税にするシステムです。毎年100万円ずつ、5年間で500万円です。来年の1月から10年間続けられます。**1年100万円の枠は株を買って、売ってしまうと再利用はできず、また翌年へ持ち越しもできません。**ですから短期の売り買いには向きません。5年を超えて持つと非課税枠は切れてしまうので、想定とすれば1~5年持つて、値上がりしたときに売るという株、たとえば今から東京オリンピック、リニア新幹線銘柄など中期に値上がりしそうなものを持つというのが考えられます。

株の配当や譲渡には配当金額、譲渡利益に対して本来20% (2003年から2013年までは10%に減額されている)の税率が課税されるのですが、この20%を0にしようというものです。細かく言えば、復興特別税が付加されるので、2013年から10.147%、2014年から20.315%が正確な税率です。

来年以降の税率を考えれば、ニーサは魅力的です。

しかし株の売買は必ずしも利益が出るとは限りません、場合によればマイナスになることもあります。通常ですと赤字が出た場合は他の株の譲渡益と損益通算ができ、更に赤字は3年間繰り越すことができます。ニーサの場合は元々課税されないわけですから、損が出ても面倒は見てくれません。

ニーサは株や投資信託という元本保証でないものが対象になり、国債や社債のように基本元本保証の債券は対象になっていません。リスクのある商品を買うかどうか迷うところですね。

**対象は20歳以上の個人です。**100万円という金額は贈与税の基礎控除110万円の範囲内であり、20歳以上の子や孫にニーサを使わせることもできなくはありません。

株を大きく売買しておられる方にとっては、100万円という枠は大した額ではないかもしれません、新たに始める方ににとっては、魅力的かもしれませんね。

株売買をすでに行っておられる方は、2013年までの譲渡益課税の税率が10% (所得税7%、住民税3%) が2014年から20% (所得税15%、住民税5%) に戻る方がより気になる点です。今年の12月末で、利益の出ている株を一旦売つて利益を確定させておくのも手です。

担当:宗盛早織

# ☆ シンプルスピード 初級編★

課税区分を設定しよう！

シンプルスピードで仕訳を入力していると、科目に応じて消費税の金額が出たり出なくなったりすることに気付かれると思います。（※税抜き経理の場合のみ）

これは、一般的に消費税がかかるない科目は、消費税が計算されないように自動でサポートされているからです。

| 仕訳帳 期首: 2012 年 9 月 メニュー 検索 再検索 ソート 削除 対象複製 保存範囲 検合伝票 科目固定 重複コード検索  |                                      |          |      |    |      |    |  |  |  |  |
|--|--------------------------------------|----------|------|----|------|----|--|--|--|--|
| 課税区分: 1 一般課税 元帳・補助表示 集計表再表示 課税区分 科目・補助表示 請求書 工事台帳 チェックリスト 検合勘定チェック |                                      |          |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 残高更新 再開/戻す 全置換 全コード表示 対象/対象外替 コード対象外 検数コード対象外 検索絞込 検索拡大 連続入力 終了    |                                      |          |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 年月日 部門 借方記号 貸方記号   |                                      |          |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 補助No. 補助内容   | 摘要                                   | 税込金額     | 借方摘要 | 税率 | 貸方摘要 | 税率 |  |  |  |  |
| 複 13 9 15  | 712 両品仕入 1.1 ⇄ 111 現金 1.0 決          | 10,500 連 |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 新  | 仕入                                   |          |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 複 9/15 検索替   | 課税区分 4 手入力 税率 5 内税額                  | 500 借 貸  |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 複 13 9 18  | 738 乗車費 1.1 ⇄ 111 現金 1.0 決 切手代 電話代   | 800 連    |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 新  | 切手代 80円×10枚                          |          |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 複 9/18 検索替   | 課税区分 4 手入力 税率 5 内税額                  | 88 借 貸   |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 複 13 9 18  | 746 駐税公課 1.0 ⇄ 111 現金 1.0 決 和菓子用 印刷代 | 1,000 連  |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 新  | 印紙代 200円×5枚                          |          |      |    |      |    |  |  |  |  |
| 複 9/18 検索替   | 課税区分 0 手入力 税率 内税額                    | 0 借 貸    |      |    |      |    |  |  |  |  |

しかし、車両費の中に含まれる自動車税・軽油税や雑収入に入ってきた受取保険金など車両費、雑収入は課税の科目でも消費税が課税されないものもありますよね。そんな時は、手入力で課税区分の変更をします。

例) 自動車税の支払をした場合

| 仕訳帳 期首: 2012 年 9 月 メニュー 検索 再検索 ソート 削除 対象複製 保存範囲 検合伝票 科目固定 重複コード検索  |                            |          |      |    |        |      |   |  |  |  |
|--|----------------------------|----------|------|----|--------|------|---|--|--|--|
| 課税区分: 1 一般課税 元帳・補助表示 集計表再表示 課税区分 科目・補助表示 請求書 工事台帳 チェックリスト 検合勘定チェック |                            |          |      |    |        |      |   |  |  |  |
| 残高更新 再開/戻す 全置換 全コード表示 対象/対象外替 コード対象外 検数コード対象外 検索絞込 検索拡大 連続入力 終了    |                            |          |      |    |        |      |   |  |  |  |
| 年月日 部門 借方記号 貸方記号   | 摘要                         | 税込金額     | 借方摘要 | 税率 | 貸方摘要   | 税率   |   |  |  |  |
| 複 13 9 20  | 741 車両費 1.1 ⇄ 111 現金 1.0 決 | 34,800 連 | 自動車税 |    | 任運保険料  |      |   |  |  |  |
| 新  |                            |          |      |    |        |      |   |  |  |  |
| 複 9/20 検索替   | 課税区分 0 手入力 0 税率 5 内税額      | 0 借 貸    |      |    |        |      |   |  |  |  |
|  |                            |          | 合計   |    | 34,800 |      |   |  |  |  |
|  |                            |          | 複合勘定 | 借  | 0 借    | 0 差額 | 0 |  |  |  |

非課税仕入なので、課税区分のところに「0」を入力します。

この課税区分の番号ですが、メニューボタンの中の課税区分に一覧が載っています。

| 課税区分 | 仕訳帳表示           |
|------|-----------------|
| 課税区分 |                 |
| 課税内容 |                 |
| 1    | 課税売上            |
| 2    | 非課税売上           |
| 3    | 輸出売上            |
| 4    | 課税売上に係る課税仕入     |
| 5    | 非課税売上に係る課税仕入    |
| 6    | 課税・非課税売上に係る課税仕入 |
| 7    | 返還等対価に係る税額      |
| 7.5  | 貢創損失            |
| 8    | 消費税積算           |
| 9    | 資産回収に係る消費税      |
| 0    | 税外取引及び非課税仕入     |
| 1.1  | 第一種(卸売業) 簡易のみ   |
| 1.2  | 第二種(小売業) 簡易のみ   |
| 1.3  | 第三種(製造業) 簡易のみ   |
| 1.4  | 第四種(その他) 簡易のみ   |
| 1.5  | 第五種(サービス業) 簡易のみ |

課税区分など、日々の訪問や決算の際に担当者が確認して修正していますが、仕訳を入力する際に、課税区分にちょっと気を付けて見てみると興味深いと思いますよ。

# 大工のゲンさん家 II

帰ってきた大工のゲンさん

消費税8%決まる



弊社ホームページに今までのタクティクスが載っています。  
ぜひご覧ください。http://www/kaikei.co.jp

## 事務所からのお知らせ

宮本佳依

### ◆個人の県民税及び市町村民税の納付

個人住民税の普通徴収 第3期の納付期限は10月31日までです。

### ◆広島県最低賃金733円

平成25年10月24日より、広島県の時間額最低賃金が719円から14円上がり、733円になります。

## セミナーのお知らせ

当事務所では、いろいろなテーマで毎月セミナーを開催しております。  
次回、11月8日(金) 税理士 大場史郎

### 贈与を上手に使った、相続税の節税対策

場所: 大場税務会計3階 会議室

時間: 13:30~15:00

定員: 20名程度 《入場無料》

持ち物: 筆記用具

ご多忙中とは存じますが、ご参加くださいようお願い申し上げます。  
関与先以外のかたも、お誘い合わせのうえお越しください。

お車でご来場のかたは、近隣のコインパーキングのご利用をお願い申し上げます。

## 編集後記

和田美佐子

カープが16年ぶりのAクラス決定、初のCS進出。

カープファンだけでなく、広島全体が優勝したかのように盛り上がった。

もちろん、私も大喜びしていた。

しかし、その2日後、喜びを一瞬にかき消すニュースが入ってきた前田智徳選手の引退報道である。

私は、入団当時の背番号51の頃から前田選手をずっと応援してきた。

前田選手の引退…毎年いつかこの日がくるとは思っていたが  
どん底から這一上がっては、またバッターボックスに立ってヒットを打つ、そんな姿を何度も見てきた私は、今回もまた復帰してくれると願っていた…。ここ数年、代打の切り札として大活躍。「代打、前田」がコールされると、球場の雰囲気が一変し、ボルテージも最高になり、鳥肌が立つほど感動したことが何度もある。

あの興奮と感動は一生忘れないと思います。

前田コールを聞くこと、雄姿が見れなくなることはとてもさみしいですが、いつか指導者としてユニフォーム姿で帰ってきててくれる日を楽しみにしています。そして、背番号1を継承できる選手を育成して欲しいと思います。

優勝めざして、がんばれ！カープ！

### それ行けカープ



前田智徳背番号 51→31→1